

神石高原町告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和9年度及び令和10年度において、神石高原町が発注する建設工事（建設業法〔昭和24年法律第100号。以下「法」という。〕第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和8年10月26日

神石高原町長 入 江 嘉 則

1 入札参加資格

別表第1左欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

- ア 神石高原町が発注した建設工事の完成工事成績
- イ 神石高原町が行った指名除外の状況
- ウ 神石高原町発注工事における下請負の制限の状況
- エ 神石高原町発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- オ 建設業労働災害防止協会への加入状況
- カ ISO14005準拠の制度における合格判定の有無
- キ 建設キャリアアップシステムの活用状況
- ク 障害者雇用の状況
- ケ 大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録の有無
- コ 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- サ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- シ 県による優良建設業者としての表彰の状況
- ス 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- セ 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記1（1）で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- エ 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに神石高原町に納付すべき町税の滞納がある者
- カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- キ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は神石高原町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。
- ク プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る

申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ケ 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- ② 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（神石高原町及び広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2の第1項から第3項及び第16項から第20項の添付書類は、別に入札参加資格審査システムにより神石高原町総務課に提出するものとする。

イ 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月22日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和8年11月1日（日）から令和8年11月30日（月）までに別に提出すべき添付書類を神石高原町総務課に到達させなければならない（期日までに申請を完了しない場合は、申請全体を無効とする。）

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、名簿を作成し閲覧に供することによって通知にかえる。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和11年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

番号	添 付 書 類	説 明
1	入札参加資格審査申請書	
2	送信完了兼受付票	
3	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「建設業法施行規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。 ・審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。 ・総合評定値の記載のあるもの。 ・総合評定値通知書において、「雇用保険 加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。
4	建設業許可申請書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した許可官庁の受付印のある建設業法施行規則別記様式第1号の建設業許可申請書（別紙1及び別紙2（2）を含む。）の写し。
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・未納の税額がないことを証明したもの ・課税されていない場合も提出すること。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はの3の2による納税証明書
6	建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出。
7	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の営業所が合格証を受けた者のみ提出。
8	建設キャリアアップシステムにおける事業者情報画面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建設キャリアアップシステムに登録している事業者のみ提出。
9	技能者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・建設キャリアアップシステムに登録している事業者のみ提出。
10	建設キャリアアップシステムに登録している技能労働者数が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建設キャリアアップシステムに登録している事業者のみ提出。

1 1	障害者雇用状況報告書の写し (障害者雇用義務のある者) 又は障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し (障害者雇用義務のない者)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者をいう。 ・また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。 ・県内業者のみ提出。
1 2	県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定又は登録を受けた県内業者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 3	広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定又は登録を受けた県内業者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 4	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定又は登録を受けた県内業者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 5	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する者のみ提出。
1 6	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの
1 7	誓約書兼同意書	
1 8	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 9	神石高原町に納付すべき町税について滞納がないことを証した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。 ・神石高原町に納税義務がある場合のみ提出。 ・誓約書兼同意書を提出した場合は、提出不要。

備考

- 1 提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日として作成すること。

広島県内市町村共通様式 入札参加資格審査申請書【建設工事等】

建設工事等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。（正しく入力できていない場合もピンク色になります）
エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
行の追加、削除、シートの変更などはできません。

A. 主たる営業所(本社)情報

(1) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 正式名称で入力してください。

(2) 所在地

都道府県から入力してください。

(3) 代表者役職

正式名称で入力してください。個人の場合は「代表者」と入力してください。

(4) 代表者氏名

姓と名は1文字分空けてください。

B. 契約する営業所情報

支店・営業所に入札・契約権限を委任する場合、(1)入札・契約権限の委任欄にリストから「する」を選択し、支店・営業所情報を入力してください。
(2)商号又は名称欄、(3)所在地欄は、提出いただく委任状の受任者欄と同じ内容を入力してください。

(1) 入札・契約権限の委任

リストから選択してください。

(2) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 広島営業所
正式名称で入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(3) 所在地

都道府県から入力してください。

(4) 受任者役職

例) 所長 正式名称で入力してください。

(5) 受任者氏名

姓と名は1文字分空けてください。

C. 経営情報

(1) 電子入札等システムID

電子入札等システムに登録された10桁のID番号(SID)を入力してください。

D. 業種情報

入札・契約権限を委任する場合は、委任する営業所において、入札参加資格の審査を希望する業種について希望欄にリストから「○」を選択し、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の完成工事高、許可区分、専任技術者の人数欄を入力してください。
許可区分欄は、リストから選択してください。
経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の完成工事高、専任技術者の人数欄が「0(ゼロ)」の業種は、希望できません。

業種名	希望	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の完成工事高 (千円)	B. 契約する営業所	
			許可区分	専任技術者の人数
(1) 土木一式工事業				
(2) プレストレストコンクリート				
(3) 建築一式工事業				
(4) 大工工事業				
(5) 左官工事業				
(6) とび・土木・コンクリート工事業				
(7) 法面処理				
(8) 石工事業				
(9) 屋根工事業				
(10) 電気工事業				
(11) 管工事業				

広島県内市町村共通様式 入札参加資格審査申請書【建設工事等】

(12)	タイル・レンガ・ブロック工事業				
(13)	鋼構造物工事業				
(14)	鋼橋上部				
(15)	鉄筋工事業				
(16)	ほ装工事業				
(17)	しゅんせつ工事業				
(18)	板金工事業				
(19)	ガラス工事業				
(20)	塗装工事業				
(21)	防水工事業				
(22)	内装仕上工事業				
(23)	機械器具設置工事業				
(24)	熱絶縁工事業				
(25)	電気通信工事業				
(26)	造園工事業				
(27)	さく井工事業				
(28)	建具工事業				
(29)	水道施設工事業				
(30)	消防施設工事業				
(31)	清掃施設工事業				
(32)	解体工事業				

委任状

令和 年 月 日

(空白の場合は電子申請日をもって提出日とする)

神石高原町長 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

私は、次の者を代理人と定め、令和9年4月1日から
令和11年3月31日まで貴町を相手方とする契約について
次の権限を委任します。

受任者 所 在 地

商号又は名称

氏 名

(委任事項)

- 1 工事請負の入札及び見積の件
- 2 工事請負契約の締結の件
- 3 工事代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他工事施工に関する一切の件

誓約書兼同意書

私は下記の事項について誓約、同意します。

また、これらに万一違反する行為があったときは、入札参加資格の取消しの処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 令和9、10年度の入札参加資格審査申請書及び添付書類に記載した事項は、すべて事実に基づいたものです。
- 2 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項及び第2項に定める者
 - (2) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行取引を停止された者で、2年を経過しない者
 - (3) 消費税及び地方消費税又は神石高原町に納付すべき町税を滞納している者
 - (4) 営業に関し、法令の規定による必要な許可、認可等を得ていない者
- 3 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び神石高原町個人情報の保護に関する条例の趣旨を尊重し遵守します。
- 4 納付すべき町税については、滞納しないことを誓約し、また申請日から入札参加資格有効期間内の納付状況について調査されることに同意します。
- 5 神石高原町が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することに同意します。
- 6 社会保険等の加入について
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

・上記1～5に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
・過失により上記6に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

令和 年 月 日

（空白の場合は電子申請日をもって提出日とする）

神石高原町長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

納 税 証 明 願

神石高原町長 様

住所
(所在地)

商号又は
名称及び
代表者名

印

証明書の 使用目的	入札参加資格審査申請に添付する。	請求通数	通
--------------	------------------	------	---

上記の目的に使用するため、次の事項について証明を請求します。

記

令和 年 月 日以前に納付すべき町税（地方税法の
規定に基づき徴収猶予されたものを除く。）につい
て、滞納がないこと。

- ☐ 法人町民税
☐ 個人町民税
☐ 固定資産税
☐ 軽自動車税
☐ 国民健康保険税
☐ 納付すべき町税がない

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神石高原町長 入江嘉則